

秋田市告示第249号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項および第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

令和7年8月19日

秋田市長 沼 谷 純

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの 種 類
株式会社 シンワ	有料老人 ホーム拓 稜ハウス 割山	秋田市新屋朝日町 13番25号	令和7年8月14日	特定施設入 居者生活介 護、介護予 防特定施設 入居者生活 介護